

宗像市図書館システム更新業務基本仕様書

第1章 業務の概要

1 業務名

宗像市図書館システム更新業務

2 業務の目的

本業務は、発注者が令和3年度に導入した宗像市図書館システムが令和9年3月に保守期限を迎えるため、当該システムを更新するもの。

更新にあたり、次期システムでは、市総合計画に基づき、子どもの発達段階に応じた多様な読書の機会の提供や誰もがいつでも読書に親しむことができる図書館サービスの充実を目指すため、宗像市民図書館（以下「市民図書館」という。）と市立学校図書館（以下「学校図書館」という。）のさらなる連携と資料活用、図書館業務の管理運営の効率化を図ることを目的とする。

3 定義

(1) システム管理者

発注者において、本システムの設定、利用者管理その他本システムの運用管理を行う市図書館職員をいう。

(2) 窓口職員

市民図書館の窓口業務を請け負う委託先の職員をいう。

(3) 学校司書

市が学校図書館に配置している職員をいう。

(4) 図書館職員

(1) から(3)の者をいう。

(5) 市民図書館

中央館、深田分館、須恵分館、久原分室をいう。サービスポイントを含む。

(6) 学校図書館

市立学校21校に設置されたすべての学校図書館をいう。図書館所蔵の学校図書館用団体貸出資料の管理を含む。

※ サービスポイント

自由ヶ丘地区コミュニティ・センター、赤間地区コミュニティ・センター、大島学園図書館をいう。

大島学園図書館は、館内の一角に住民向けのサービスポイントとして市民図書館コーナーを設置。業務端末の機能切替えにより、学校図書館システムと市民図書館システムを相互利用している。

4 システム導入の基本方針

(1) 本業務にて導入する本システムは、市民図書館及び学校図書館を管理する一体型システム一式で、クラウド型で提供されるものとする。

(2) 本システムのうち、市民図書館はセキュリティクラウド利用環境及びそれ以外の環境においても適切なセキュリティ対策により接続を、学校図書館は光回線を使用し、図書館資料の貸出、返却、予

約、検索、利用者管理、蔵書管理等の一連の業務を効率的に行えるものとする。

- (3) 別紙「図書館システム機能要件書」の項目を満たすものとする。
- (4) 個人情報漏洩防止の観点から、セキュリティリスクに対応したものとする。
- (5) 導入したシステムの安定した運用を維持するため、稼働後のサポート、点検、障害発生時の迅速な対応が可能な保守体制が確保されるものとする。

5 履行期間及び代金の支払い

(1) 履行期間

導入期間: 契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月 31 日まで

※令和 9 年 4 月 1 日に稼働すること。

保守期間: 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(2) 代金の支払い

- ① 本契約に係る費用は、令和 9 年 4 月から令和 14 年 3 月までの期間、60 回に分割し、毎月支払う。
- ② 各月の支払いは、月末締め翌月払いとする。
- ③ 適法な請求書を受領後、30 日以内に支払いを行う。

6 履行場所

市民図書館及び学校図書館

7 業務内容

- (1) 本システムの構築作業
- (2) 図書館職員向けの操作マニュアルの作成及び操作研修
- (3) 本システムの保守及び運用支援
- (4) その他必要な業務

8 図書館の概要

(1) 図書館の現状

(令和 8 年 3 月末現在)

ア 人口及び児童生徒数	人口 96,452 人、児童生徒数 8,431 人
イ 蔵書数	市民図書館 284,663 冊、学校図書館 242,950 冊
ウ 5年後想定蔵書数	市民図書館 約 300,000 冊、学校図書館 約 260,000 冊
エ 市民図書館登録者数	16,365 人
オ 5年後想定登録者数	約 20,000 人
カ 年間利用人数(令和 7 年度)	市民図書館 121,270 人
キ 年間貸出冊数(令和 7 年度)	市民図書館 476,885 冊、学校図書館 439,042 冊

(2) 業務端末(機器等を含む)の設置場所

	施設名	住所	施設名	住所
ア 市民 図書館 システム	中央館	久原 400	深田分館	深田 588
	須恵分館	須恵 1-4-1	久原分室	久原 180
	自由ヶ丘コミセン	自由ヶ丘3-12-11	赤間コミセン	赤間2-3-1
イ 学校 図書館 システム	吉武小学校	武丸 644	赤間小学校	赤間 1-4-1
	河東小学校	稲元 5-1-2	南郷小学校	原町 2110-1
	東郷小学校	田熊 3-4-1	日の里東小学校	日の里 4-21
	日の里西小学校	日の里 8-20	自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘 918-6
	赤間西小学校	土穴 633-2	自由ヶ丘南小学校	朝町 1124-2
	河東西小学校	樟陽台 1-15-7	玄海小・中学校	江口 965
	玄海東小学校	田野 1382	地島小学校	地島 428-1
	城山中学校	陵巖寺 1-13-1	中央中学校	久原 244
	日の里中学校	日の里 8-8	自由ヶ丘中学校	朝町 1019-4
	河東中学校	城西ヶ丘 6-15-1	大島学園	大島 1163-1
	図書課	久原 400		

9 納品物

本業務における納品物は次のとおりとし、(2)から(5)については電子データ(ファイル形式)で提出すること。なお、電子データは、原則として Microsoft Office 形式 (Word、Excel、PowerPoint 等) または PDF 形式とする。

(1) 利用可能な状態で環境構築を行った本システム一式

(2) 本システム構築作業計画書及び作業工程表

契約締結後、作業着手までに発注者に提出し承認を受けること。

(3) 設計書(システムセットアップ内容を記載した資料)

(4) テスト報告書

(5) 各種ドキュメント(操作マニュアル、研修資料、打合せ資料、協議資料、議事録等)

なお、操作マニュアルは、窓口職員向けに市民図書館システムの簡易版、学校司書向けに学校図書館システムの簡易版、システム管理者向けには両方の詳細版をそれぞれ用意すること。また、機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。

第2章 システム要件

1 システムの構築

受注者は、本システムの構築にあたり、次の作業を実施するものとする。

(1) 要件・仕様打合せ及び整理

システム設定の基準を発注者に説明し、設定条件を決定する。

(2) 現行データの移行

現行の図書館システムから市民図書館及び学校図書館のすべての情報を移行する。

(3) 動作確認・運用テスト

市民図書館及び学校図書館へ全ての機器を納入・設置し、クラウド型のシステム環境を使用できる状態にした上で、システムが問題なく動作することを確認する。ただし、学校図書館に設置する端末のキッティング（Microsoft365 A5、フィルタリングソフト等。いずれも市が負担する。）は市で実施するため、日程等は別途協議する。また、発注者が動作確認や検証等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。

(4) 操作研修

操作マニュアルを作成するとともに、図書館職員がシステム稼働時に混乱することがないように、実践的な研修を計画すること。なお、研修回数及び内容については発注者と打合せを行い、本市の承認を以って研修にあたること。

(5) 本番運用支援

システム稼働・公開当初に、現場に混乱が生じないように運用支援を行うこと。

2 システムの構成

(1) 対象となる回線

- ①市民図書館から本システムへは、セキュリティクラウド経由及びそれ以外の環境においても適切なセキュリティ対策により接続できること。
- ②学校図書館から本システムへの接続は、既設の光回線を使用すること。
- ③必要に応じて、業務用端末でインターネット閲覧を行うための回線一式（プロバイダ使用料等、必要な経費を全て含む）
- ④必要に応じて、WEBOPAC公開のための回線一式（プロバイダ使用料等、必要な経費を全て含む）
- ⑤その他、提案する業務に必要な回線一式（モバイル回線使用料等）の費用も含めて提案すること。

(2) 図書館システムパッケージ

- ①市民図書館及び学校図書館のシステムは同一パッケージソフトとし、データベースを統一し、双方の情報連携が密にできること。また、連携機能に関しては改良要望が容易に受けられること。
- ②日常的に支障なく業務を遂行できるような高い安定性と信頼性を確保したシステムであること。
- ③人口10万人以上の自治体で過去5年以内に導入の実績があること。
- ④マイナンバーカードと連携できること。
- ⑤電子図書館とのWEBOPACの連携検索ができること。
- ⑥既存のIC機器（リーダライタ、ゲート）と連携できること。また、継続保守に対応すること。

(3) その他

- ①ハードウェア、図書館システムパッケージソフトウェアは、環境に配慮した環境適合製品であること。
- ②提案システムは、将来性を考慮し、利便性の向上、拡張性、連携機能等を提案書に記載すること。

(4) 保守対象範囲

次の①、②以外にシステム運用や提案する業務に必要な機器・ソフトを含むこと。

①ハードウェア

No.	品目	市民図書館	学校図書館
1	業務用端末 (ICゲート監視端末含む)	22	学校図書館教師用:21 児童生徒用:19

2	利用者用端末 (OPAC)	6	—
3	自動貸出機	1	—
4	A4モノクロレーザープリンタ	6	—
5	ネットワーク関連機器	ルータ、ハブ等 (L2SW) : 10 ポータブルHDD: 暗号化あり ITB: 2、暗号化なし: ITB	—
6	IC リーダライタ及びアンテナ装置	現行機器を継続使用 (別紙 2 参照) 及び追加: 4	—
7	IC ゲート	現行機器を継続使用 (別紙 2 参照)	—
8	フェリカリーダー	現行機器の流用可 (別紙 2 参照)	—
9	レシートプリンタ	現行機器の流用可 (別紙 2 参照)	—
10	バーコードタッチリーダー	20	40
11	ハンディターミナル	現行機器の流用可 (別紙 2 参照)	

②ソフトウェア

No.	品目	市民図書館	学校図書館
12	ソフトウェア	市民図書館・学校図書館システム	
13	Microsoft Office	6	1 (図書課設置分)
14	ウィルス対策ソフト	22	1 (図書課設置分)

3 システム構築の基本要件

(1) 提案する機器、及びソフトウェアは、稼働時点で製品化、またはサービスとして提供されていること。

また、図書館システムパッケージソフトウェアは、稼働までに機能要件項目をすべて満たすこと。

(2) サーバーを図書館に設置しない「クラウド型」で提供すること。なお、データセンターは次の要件を満たしていること。

- ①実績のあるデータセンター専用施設であること。
- ②データセンターは日本国内に設置してあること。
- ③停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策及びデータの損・破壊の予防策を講じること。
- ④建築基準法に準拠し、耐震性能が I 類に相当するものであること。
- ⑤情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場合は、電力障害・通報システムなどの対策を講じること。
- ⑥非常用電源装置 (自家発電機) を備えており、24 時間以上の給電が可能であること。
- ⑦設備に対する電源は、複数のルートから供給されていること。
- ⑧サーバーが管理されるラック類は、鍵管理が行われること。
- ⑨建物の入退出記録が 1 年以上保存されること。
- ⑩24 時間 365 日カメラによる監視が行われていること。
- ⑪IDカード等の個人認証により入退室が管理されていること。

- (3) 別紙「図書館システム機能要件書」に記載する項目を全て満たし、提案書内容を考慮したソフトウェアを適用すること。要件を満たせない項目については、対処方法や代替りの提案を仕様書備考欄に記載すること。図書館職員にて稼働前の休館中に機能要件項目の動作確認を実施するので、要件に合わない場合は改良すること。
- (4) システム構築及びデータ移行に際して、図書館の通常業務に支障をきたさないこと。また、現行システムからのデータ移行を完全に行うこと。
- (5) データ移行時の機密性、安全性を考慮し、現行システムのデータ抽出作業は現行システム業者により実施し、データ抽出回数は2回(テスト移行用データ抽出1回、本番移行用データ抽出1回)とする。
- (6) 本システム導入にあたり、休館期間の設定が必要な場合は、必要な日数を算定し、提案内に明示すること。なお、その際に休館期間は蔵書点検期間を含めて17日以内とすること。
- (7) OPACには、外部メディア利用、キーボード・マウス操作に制限をかけるために必要なソフトを組み込むこと。
- (8) 図書・書誌・利用者データ入力および更新時にカウンター業務の処理速度が落ちないこと。
- (9) 端末に接続等の不具合が生じてもカウンター業務が滞らないよう、設置されている端末で貸出、返却等の処理が行えること。
- (10) 図書館内OPACの充実と検索速度の向上をはかること。ウェブ上でのリクエスト受付、WEBOPACの検索速度向上などWEB環境の充実を図ること。
- (11) ISBNの桁数変更時に経費や手間を掛けずに対応可能であること。
- (12) 機器の省エネ・省スペースが図られ、特殊な空調設備等が不要であること。
- (13) システム導入後にパッケージのバージョンアップがあった場合は、無償で実施すること。また、バージョンアップは軽易な作業で行えること。
- (14) 書誌データ(MARC)は、現在流通している全商品に対応可能であること。また、視聴覚データ(CD、DVD、ブルーレイ、ビデオ等)についても対応可能であること。
- (15) 利用カード以外にマイナンバーカード、スマートフォン、フェリカチップを搭載したカードで資料の貸出ができること。
- (16) 現在使用している利用カード(バーコード方式・市民図書館は数字6桁+チェックデジット、学校図書館は数字9桁+チェックデジット)が引き続き利用可能であること。
- (17) 電子申請情報から利用者データの登録及び修正ができること。
- (18) 現在使用している資料コード(バーコード方式・数字8桁+チェックデジット)が使用できること。
- (19) 電子図書館と図書館システムがデータ連携して同一画面で検索、予約ができること。
- (20) 書誌等の不定長データにも対応可能であること。
- (21) 貸出・返却、予約、図書・書誌・利用者データの入力・更新がリアルタイムで処理され、全業務用端末に反映されること。
- (22) 学校図書館から図書館システムへの接続は、通信の暗号化(HTTPS)を必須とし、接続元の制限や利用者認証により不正アクセスを防止するなど、十分なセキュリティ対策を講じた安全な方式とすること。

4 機能要件

(1) 動作環境

基本 OS は Windows 11 以上、ブラウザは Microsoft Edge または Google Chrome で運用可能なこと。

(2) 機能要件

別紙「図書館システム機能要件書」のとおり。

5 設備

(1) 電気設備、LAN配線等の調整に係る経費はすべて見積りに含めること。

(2) LAN敷設は、既設設備の流用を前提とし、本システムによるLAN敷設の追加・変更が発生する場合は、各機器との接続確認まですべて見積りに含めること。

(3) 電源は、既設設備の流用を前提とするが、追加の電源確保が必要な場合は、作業をすべて見積りに含めること。

6 図書館WEBサイトの構築

(1) 本システムの更新に伴い、図書館WEBサイトのリニューアルを行うこと。

(2) デザインおよび構成は、システム管理者と協議の上で決定すること。

(3) レスポンシブデザイン（使用端末における最適化表示）を採用すること。

(4) WEBサイトの導入及び運用費用を低減できるようなCMSを導入すること。

(5) 稼働後のホームページ更新をシステム管理者で行えるよう、基本操作やコンテンツの更新などが容易であること。

7 システムの管理・運用

(1) コンピュータの専門知識を持たない図書館職員でも操作可能なこと。

(2) 無停電電源装置により瞬間的な電圧の変化による障害を防止するとともに、電源切断時には自動的にバックアップ等のデータ保護処理や危機の保全を行えること。

(3) すべての業務用端末は、起動時にセキュリティ及びパスワードのチェックを行うこと。

(4) 業務用端末ごとに操作可能な機能や職員への操作権限を変更できるようにすること。

(5) 業務用端末の障害については、システム管理者で状況把握が可能なこと。

(6) システム管理者に、学校図書館の統計データの抽出・印刷が可能な権限を設定すること。

(7) 中央館が休館日であっても、分館・分室及びサービスポイント並びに学校図書館が開館する場合は自動管理をすること。

(8) 学校図書館教師用を除くすべての業務用端末内にデータを保存できないようにすること。

(9) 条件付けをしたデータを抽出でき、CSVで保存、加工、集計、印刷が可能なこと。

(10) 休館日及び開館時間の変更に対して、システム管理者による設定が容易であること。

8 データ移行

(1) データの抽出に関して、データ抽出作業は安全かつ完全にデータ抽出する必要があるため、現行図書館システム業者が実施すること。

(2) 現行図書館システムから、市民図書館及び学校図書館の書誌情報、資料情報、所蔵情報（通知

情報含む)、内容情報、発注情報、予約・貸出情報、利用者及び児童・生徒情報(通知情報、パスワード含む)、統計情報、読書推進サービス情報、WEB サイト等のすべての図書館情報を移行すること。

- (3) データ移行は、受注者が責任を持って抽出したデータを新システムへ移行すること。
- (4) リハーサルと本番の 2 回以上の移行を行い、移行データの結果はシステム管理者で検証可能であること。
- (5) 本事業の検収終了後であっても、データの移行が完全でないことがわかった時点で再度何らかの移行対応を無償で行うこと。

9 サポート内容について

- (1) 必要なセキュリティ対策を講じた上で、保守・運用拠点からリモートオペレーションによる作業ができること。
- (2) システム管理者からの問合せ内容は、インシデントとしてSE部門で共有できる方法で管理すること。
- (3) 受注者は、問合せ内容、受付者、インパクト・緊急度、最終解決目標日時、顧客指定緊急度、顧客指定解決日時、対応状況、対応者、対応完了日を管理できること。
- (4) インシデントは、管理している情報を担当するSE部門で共有し、図書館からの連絡に対して担当部門のどのSEでも対応ができること。
- (5) 蔵書点検における図書館システム及び関連機器の操作支援を行うこと。
- (6) 日次処理、月次処理、年次処理等の統計の整合性に責任を持って支援を行うこと。
- (7) その他、市民図書館及び学校図書館が運用上必要とする現地対応を随時行うこと。

第 3 章 運用・保守要件

1 基本事項

- (1) 本システム構築の責任者として全体を十分に管理可能な者を担当とすること。なお、受注者は速やかに体制図を提出し、問題等発生時の対応体制及び責任者を明確にすること。また、通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とし、受注者は速やかに連絡先一覧を提出すること。
- (2) 最新の主要 OS 及び概ね過去 2 年間にリリースされた同等の OS バージョンで動作すること。重大なセキュリティリスクが判明した場合はその限りではない。また、ソフトウェアのバージョンアップは受注者の負担において行うこと。
- (3) レベルアップ情報がある場合は発注者に報告し、適用要否についてシステム管理者と協議すること。
- (4) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際基準)、JISQ27001(日本工業標準)のいずれかを認定していること。
- (5) 本システムは、24 時間 365 日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等は、運用に支障のない時間帯を事前にシステム管理者と協議した上で実施すること。
- (6) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する場合は、事前にシステム管理者の了承を得ること。また、図書館利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知すること。
- (7) 障害発生時に、ソフト、ハードの一次切り分けを行う総合サポート窓口を設けること。

- (8) ハードウェア保守については、下記要件を充たすこと。
- ①ハードウェア、ソフトウェアともにサポート部門の拠点は福岡県内にあること。
 - ②障害が発生したときは速やかに対応すること。
 - ③IC 機器等、継続使用する機器に関して保守対応をすること。
- (9) ソフトウェアの保守について
- ①市民図書館及び学校図書館におけるシステム障害や不具合等の連絡については、年間を通して受け付けること。
 - ②保守の受付窓口は一元化すること。
 - ③保守の範囲は、今回調達される全ての機器及びソフトウェア、継続使用機器とすること。
 - ④発注者との定例会は必要に応じて実施すること。
- (10) システム構築を実施したSE部門が直接サポートを行うとともに、公共図書館及び学校図書館のシステム構築経験を持つ図書館システム専任のSEが保守サポートを担当すること。
- (11) システム稼働後、運用開始時以上の運用品質を維持するため、定期的に納入システムの運用品質点検を実施すること。
- (12) 点検内容は発注者と協議の上決定し、点検計画・結果は、ドキュメントとして全て提出すること。
- (13) 点検結果において著しく運用品質が低下していると発注者が判断した場合、その是正計画をドキュメントとして発注者に提出し、その後是正すること。
- (14) システム稼働後、常に最新のセキュリティレベルを維持するため、1年に1回以上は納入システムのセキュリティ点検を実施すること。また、セキュリティ点検時以外も定期的にセキュリティ対策が必要と発注者が判断した場合、すぐにセキュリティ対策を実施すること。
- (15) 障害発生時、システム管理者から連絡があった場合は、速やかに障害の切り分けを行うこと。
- (16) 通常業務に支障のない適切なタイミングで定期的にバックアップを行い、システム障害やトラブル発生後も業務に支障が出ないようにすること。
- (17) 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、業務への影響が最小限になるよう対応すること。
- (18) 発注者からの操作に関する質問全般に対して、電話やメールなどでの問い合わせに迅速に対応する体制を確立すること。原則、受付時間として、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。この仕様を上回る対応については、企画提案書に記入すること。ただし、障害や事故発生等の緊急時には、この限りではない。
- (19) 問い合わせ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- (20) その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。
- (21) 業務停止を伴う障害が発生した場合は、日次バックアップ等により、障害発生時点までのデータ復旧を目標とすること。
- (22) 業務停止を伴う障害が発生した場合は、1 営業日以内の復旧を目標とし、復旧にあたっては主要機能を優先的に再開できること。
- (23) 大規模災害その他重大な障害に備え、冗長化その他の方法により継続性を確保するとともに、再開方針及びデータ保全方法を提案すること。
- (24) 不特定多数の利用者によるアクセスおよび将来的な利用者数・データ量の増加を見込み、安定

して運用できる性能及び拡張性を有すること。

- (25) 本システムは、通常時において、利用者及び図書館職員の操作に支障のない応答性能を有すること。
- (26) 本システムは、アクセス集中時においても、著しい性能低下が生じない応答性能を有すること。また、性能確保の考え方及び対応方法を企画提案書に記載すること。
- (27) システムの障害監視及びエラー監視を行うとともに、障害分析及び不正追跡に必要なログを取得し、適切に保管すること。
- (28) 市民図書館WEBサイトに関しては、予約、利用情報の確認などに関わる利用者ID、パスワード(桁数、文字数の指定は不要)などの暗号化を施すよう、必要なソフトを組み込むこと。
- (29) 市民図書館中央館から利用者へメール配信(誤配信防止機能については図書館判断)する上で必要なソフトを組み込むこと。

2 セキュリティ要件

- (1) 宗像市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例施行規則に定める事項を遵守するものとする。
- (3) 全てのサーバー、クライアント機には、セキュリティソフトを組み込むこと。
- (4) 本システムへのアクセス経路において、暗号化通信が実施されていること。
- (5) 個人情報保護の対応として、利用者情報などの個人情報や機密性の高い情報は、暗号化してデータベースに保存するとともに、復元するための鍵をサーバー側(クラウドサービス)には置かず、発注者側で管理できるようにすること。
- (6) 受注者は、WEB アプリケーションに対する脆弱性診断を実施し、検出された脆弱性について必要な対策を講じること。
- (7) 第三者によるサーバーのなりすまし等の被害を防止するため、サーバー証明書の取得等の対策を行うこと。
- (8) いたずらメール、スパムメール等、外部からの攻撃に対して十分な保護措置を行うこと。

3 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

第4章 その他

1 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後 1 年の間に、正当な理由なく、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計ミスによる不良及び不具合が判明した場合において、発注者が改良を要求したときは、発注者と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、発注者からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償する

こと。

2 法令等の順守

受注者は、本業務の遂行にあたり、本市の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

3 価格提案書の作成

(1) 本業務の価格提案にあたっては、ハードウェアリース費用を除く本システム一式の経費に加え、システム稼働に必要な回線経費及びシステム保守一式の費用、5年後のデータ抽出費用を含めること。なお、次の項目に沿って提示をすること。

①本システムの費用

ア) ソフトウェア費用

②本システムの保守費用等(60ヶ月)

ア) ハードウェア保守費用

イ) ソフトウェア保守費用

ウ) 環境構築費用

エ) SE作業費用

オ) システム利用料

カ) 回線料金

③データ抽出費用

ア) 5年後のデータ抽出費用(リハーサルと本番の2回)

(2) 各項目に沿って内訳が明示された明細書を提出すること。また、提案するハードウェアについては、参考として名称・型番・数量・価格が分かるように明細書を添付すること。

(3) 別紙「図書館システム機能要件書」に記載した機能については、全て必要な要件であるため、カスタマイズ費用が発生する場合は、項目ごとの金額を見積りに含めること。

(4) 保守費用については、運用開始日から5年間としての月額および年額を提示すること。

(5) 本件契約中の5年間の中での更新が必要なソフトウェアについては、初年度だけでなく、次年度以降の更新料も見積りに含めること。

(6) データ変換及びデータ移行にかかる費用は受注者が負担することとし、本業務の提案金額に含めること。なお、データ抽出仕様の詳細は、受注者が現行システムの業者と協議の上調整すること。

4 図書館内工事

市民図書館及び学校図書館のネットワークの電源等工事については、市と協議の上、必要であれば受注者の責任において実施すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項で疑義が発生した場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定することとする。

以上